

土地改良施設維持管理適正化事業（継続）

1 土地改良施設維持管理適正化事業

（1）事業内容

対象事業

土地改良施設の機能維持のため必要となる整備補修等（オーバーホール、塗装等）で事業費200万円以上のもの。

また、土地改良区の統合整備の円滑化を図り、もって土地改良施設の適正な維持管理を推進するため、土地改良区の統合整備に伴い必要となる土地改良施設の整備補修を実施（土地改良区統合整備連携緊急対策事業）。

助成等

ア 補助率 資金造成額の3分の1

イ 拠出期間 5年間、ただし土地改良区統合整備連携緊急対策事業は3年間

（2）要求額等

（単位：千円）

事 項			H18年度予算額	H19年度決定額
土地改良施設維持管理 適正化事業		事業費	11,693,288	11,408,262
		国 費	3,577,649	3,487,569
内	土地改良施設維持管 理適正化事業	事業費	11,543,344	11,350,666
		国 費	3,526,976	3,468,105
訳	土地改良区統合整備 連携緊急対策事業	事業費	149,944	57,596
		国 費	50,673	19,464

2 施設改善特別対策事業（施設改善対策事業）

（1）趣 旨

水田地域において一定規模以上の生産調整が実施される場合に、その地域における稲作と転作が合理的・効率的に組み合わせられ、かつ、双方を通じて生産性の向上が安定的に図られるためには、その裏付けとして水の管理が適切に行われることが不可欠である。

これに的確に対処するため、土地改良区等が管理する農業用排水施設について、地域での転作の実施に伴う営農形態の変化に対応した合理的・効率的な水管理を実現するために必要な施設の整備改善計画を樹立し、これに基づいて計画的な施設の整備改善を図るための施設改善対策事業に対して国が助成する。

（2）事業内容

対象土地改良区等

水田地域で水管理施設の管理を行う土地改良区等で、生産調整の実効性を確立し、それに即応した効率的な施設管理を実現するために施設の整備改善を必要としている地区

対象事業

稲作・転作を組み合わせた生産性の向上、輪作農法の確立等のために必要な水管理施設の整備改善で都道府県知事の承認を受けた計画に基づくもの

具体的には、

- ア 揚水機の変速機の設置
- イ 水路の漏水防止等の整備補修
- ウ 水門、分土工等の整備
- エ 排水路の浚渫、排水機場の整備補修 等

助成等

- ア 補助率 資金造成額の3分の1
- イ 拠出期間 3年間

（3）要求額等

（単位：千円）

	H18年度予算額	H19年度決定額
事業費	748,633	729,915
国費	228,738	223,019

3 施設改善特別対策事業（畑地化対策事業）

（1）趣 旨

施設改善対策事業が行われる地区であって、かつ、生産調整による畑地化が行われる地区においては、地盤の沈下等により施設改善対策事業に要する経費が増嵩することにかんがみ、事業実施土地改良区等の負担する生産調整による畑地化に伴う一定額の経費増嵩分に対して国が助成する。

（2）内 容

対象土地改良区等

施設改善対策事業の対象地区

採択基準

施設改善対策事業の受益地区であって、次のすべてを満たすこと。

ア 整備改善計画と十分な関連性を有すること

イ 地域の水田農業ビジョンにおいて、永久畑地化として土地利用型作物を中心とした輪作体系を確立すると位置付けられた農地であること

ウ 畑地転換面積が概ね10ha（北海道は概ね30ha）以上の概ね団地化された畑地の全部または一部を形成すること

エ 施設の整備改善を図ることにより、永久畑地化する農地で生産される作物について安定した需要が見込まれること

補助率 3分の1

（3）要求額等

（単位：千円）

事 項	H18年度予算額	H19年度決定額
事業費	10,500	10,236
国 費	3,500	3,412